

## 江戸時代の超高齢者(2)

—幕府領直島・宇和島藩・仙台藩1720-1872年史料に見る—(中)

高木 正朗<sup>i</sup>

江戸時代の日本列島に高齢者は何人ほどいたのか。その比率は現代と比べて高かったのか、低かったのか、あるいは同程度だったのか。この設問は極めてシンプルである。しかし、回答は容易ではない。最大の理由は、国民国家(nation state)成立前の日本は、17世紀～19世紀中期まで約260年間、総数270～300もの自治小国の「集合体」だったからである。その結果、センサス(国勢調査)に匹敵する人口統計はなく、高齢者の人数も比率も分からない。しかし、手掛かりはある。小国が実施した地域単位の人口調査はわれわれに、たとえば数え年80歳以上の超高齢者の人数や基礎人口比を計算するチャンスを与える。一方、老人は家族や支配者にどう処遇されていたのか。彼らが苦しんだ病気は何だったのか。この設問については幸い、われわれは豊かな質的情報をもっている。第1の設問について、筆者がこの論文で計算した結果は次の通りである。讃岐国直島(現香川県直島町)の事例では、1839～71年(32年間)の基礎人口33,089人に占める80歳以上者396人の比率は11.97%、90歳以上者33人の比率は1%である。宇和島藩(現愛媛県宇和島市)の事例では、1778年の(侍を除く)基礎人口100,142人に占める90歳以上者55人の比率は0.55%、同年の基礎人口(村居住人口)96,652人に占める100歳以上者2人の比率は0.02%(人口10万当たり2.07人)である。この数値は、1888年に日本政府が実施した人口調査と対比できる。この年、日本の総人口は3,960万人(年齢不詳を除く)だった。そこで、これを基礎人口とすれば、数え年80歳以上者26.4万人の比率は6.67%、90歳以上者1.08万人の比率は0.27%、そして百寿者137人の比率は0.0035%(人口10万当たり0.35人)である。筆者がここで計算した比率は、近代化の開始時点(1888年)の数値よりも2倍以上高かった。第2の設問については、筆者は多数の記録資料を検索し、江戸時代の老人と家族(介護者)のリアルな姿、病状、封建領主と高齢者の多分に儀礼的かつ微妙な主従関係を抽出・再現している。この論文は複数のトピックで構成されている。そこで、江戸期日本の地域人口の推移と高齢者比率に関心がある読者は第2、3章を、老人をめぐる人間関係や社会関係の姿かたちを知りたい読者は第4、5章を、老年観の日欧比較史に興味をもつ読者は、序論と結論に記した試論を(注とともに)見てほしい。

キーワード：超高齢者、百寿者、数え年、老年・老病、宗門改帳、増減帳、地域人口、千分比(‰)、ソボクレス、キケロ

## 目次

序論(西と東の老年観)

第1章 瀬戸内海の生業と暮らし

1-1 備讃瀬戸の生業

1-2 食料と人口

1-3 直島の土地と農産

第2章 幕府領直島の人口趨勢と超高齢者

2-1 直島の人口調査

2-2 人口の規模と趨勢(以上、51巻3号)

2-3 自然増減と社会増減

i 立命館大学名誉教授

- 2-4 直島の超高齢者
- 第3章 宇和島藩の人口と高齢者処遇
  - 3-1 宇和島の人口調査
  - 3-2 人口の規模と趨勢
  - 3-3 高齢武士の処遇
  - 3-4 高齢百姓の処遇
  - 3-5 長寿祝いの簡素化 (以上, 51巻4号)
- 第4章 老病と扶養・介抱のかたち
  - 4-1 幕府の老人調査
  - 4-2 老いと老病
  - 4-3 老病と扶養・介抱のかたち
- 第5章 仙台藩の裁判記録にみる老人・扶養
  - 5-1 「虐待」をうける老人
  - 5-2 罪責を宥免される極老
  - 5-3 極老の宥免率
- 結 論 (以上, 52巻1号)

## 第2章 幕府領直島の人口趨勢と超高齢者

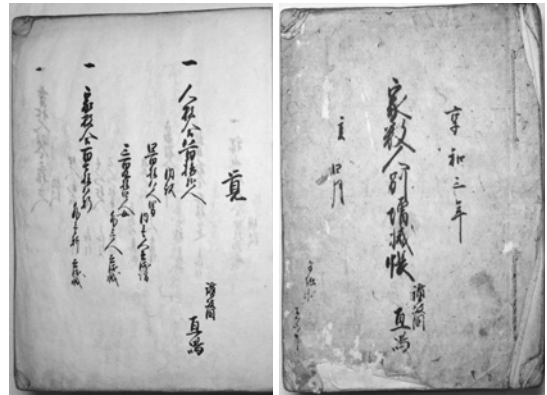
### 2-3 自然増減と社会増減 (1804-1863年)

直島の増減帳は人数を確実に把握するため、自然増減と社会増減を1年ごとに、理由別(出生・死亡、転入・転出)に書上げた(図版2a)。増減書上に精粗はあるが、われわれは文化1(1804)～文久3(1863)年まで(60年分)の数字を利用できる<sup>19)</sup>。

表3は自然増減・社会増減の数を5年ごと(人口a, 人口b別)に整理している。本表の人口bは「不明」(1829～1833年)を含むが、その理由は増減の理由書上に5年分(文政12～天保3, 4年)の記載漏れがあり、「差引増減」数しか分からないからである。そこで筆者は人口aに拠って、直島60年の人口増減の中身を概観する(必要に応じて人口bに言及)。

19世紀の直島人口は、表3(人口aの差引増減)にあるように、59年間に198人増えた。増えた理由は、自然増が125人(1,194-1,069), 社会増は73人(210-137)で、出生・転入が死亡・転出を上回ったからである<sup>20)</sup>。

この期間の人数増は、全12期を前・後に分けると



図版2a 直島の「家数人別増減帳」  
(享和3～明治4年)

右図: 表紙(蓋), 左図: 享和3年の人数, 家数(前年からの増分を「内」、減分を「外」以下に記し、増減理由は次頁以下に書上げている) 瀬戸内海歴史民俗資料館蔵



図版2b 直島の「八十才以上老歳之毛の書上」  
(天保10年)

付紙に「老歳之毛の書上、来子年より為心得之認方左之通」とある。一人につき1行をあて、「一歳何十何才、持高何石何斗何升、誰父母、名前」を記載(この年から毎年増減帳に収録)同館蔵

様相がはっきりする。例えば1804～33年を前期(6期分)、1834～63年を後期(6期分)とすると、前者は48人増にとどまったが、後者は150人増(前者の3.1倍)だった(なお弘化1[1844]年以降、人数減は観察されなかった)。

死亡(自然減)の動きはどうだったか(表3, 人口a)。死亡数100以上の年次は三つあるが、うち二つは1834～38年と1839～43年に観察された(112人、

表3 人口増減の理由別人数(直島, 1804-1863年)

年次	人口 a						差引 増減 (a-b)	人口 b						差引 増減 (a-b)
	出生	転入	計 (a)	死亡	転出	計 (b)		出生	転入	計 (a)	死亡	転出	計 (b)	
1804~08	29	17	46	10	4	14	32	30	18	48	13	6	19	29
1809~13	68	13	81	89	10	99	-18	75	17	92	96	12	108	-16
1814~18	89	17	106	106	14	120	-14	96	18	114	114	14	128	-14
1819~23	111	18	129	82	13	95	34	120	19	139	87	17	104	35
1824~28	101	8	109	90	15	105	4	109	10	119	93	15	108	11
1829~33	102	10	112	89	13	102	10	不明	不明	不明	不明	不明	不明	22
1834~38	90	25	115	112	19	131	-16	95	25	120	118	20	138	-18
1839~43	99	29	128	131	9	140	-12	106	29	135	141	12	153	-18
1844~48	119	14	133	91	5	96	37	126	14	140	92	5	97	43
1849~53	141	20	161	76	15	91	70	152	20	172	80	19	99	73
1854~58	119	16	135	94	11	105	30	133	16	149	101	11	112	37
1859~63	126	23	149	99	9	108	41	145	24	169	105	9	114	55
合計	1,194	210	1,404	1,069	137	1,206	198	1,187	210	1,397	1,040	140	1,180	239

注) 「差引増減」の合計は、「家数人別増減帳」が書上げた数字をそのまま集計すると、人口 a の場合+198、人口 b の場合+239となる。しかし、1年毎の総人数の増減数を使って念のために検算すると、差引増減は実際には人口 a で+225、人口 b で+264となる。この人数差(27, 25)は、記帳者がこの人々を増加項目(出生または転入)に計上しなかったため発生。

131人)。

前近代型の死亡動向は一般に1年ごとに大きく変化する。そこで単年の死亡ピークをみると、それは天保6(1835)と14(1843)年に観察された(47人, 38人)。1年あたりの死亡数は通期(59年間)で平均18人だったから、両年は平年の2倍以上に跳ね上がったことになる。

この時期の讃岐国の死亡動向について、香川県(1987: 134-40)の収録文書(天保9年末~10年頃作成)はこう述べている(以下、資料3を参照)。

### 資料3

「一天保五年午年正月より追々米麦高直ニ相成、…右ニ付当地而已ならず東国・北国抔別而困窮之趣逐々相聞得、東国ニ而者餓死之者夥敷由ニ御座候、…全体百姓共右様之致騒動〔徒党・打毀など〕候趣意者、巳年暮より午春追々米穀高直ニ而困窮致し難湊人多く御座候所、米屋・酒屋など米買込ミ尚また高直ニ売却仕候ニ付…、

一天保七申年秋作、夏より秋迄雨降り続キ候ニ

付、稲・綿共初秋迄者出来立宜敷相見エ申候所、中秋已後追々不作ニ相至り…、夫ゆへ米・綿共秋末より追々高直ニ相成…、

一天保八酉年正月より逐々米穀高直ニ相成り、市中・郷中とも困窮ニ相成り村中難湊人多く、御上様へ夫喰等御願申上候、…去りなから当国ニ而ハ先ツ、給べものもナンノカノト申すもの、可也之物ヲたべ、御影ニ而餓死等も少く難有事ニ御座候、北国并ニ奥州辺ハウへ死いたし候者数不知レ、実に将棋倒しとやら申ス位之事ニ相聞へ、驚き皆々舌ヲ巻きてきて扱々おそろしき事ニ存候」(「天保五年午年 金毘羅騒動并ニ申募より世上困窮追々米麦高直 為旧記相認置申候」)

すなわち讃岐では、天保4年暮~8年にかけて米・麦の値段が騰貴し、庶民は困窮した。そこで彼らは「騒動」をおこし、「御上様」(殿様)に拝借米の支給を求めた。殿様はこの要求を容れて飯米を迅速に手当したので、「餓死」は「北国并ニ奥州辺」とは様相を異にしてかなり少なかった。

表4 超高齢者の人数と比率 (直島, 1839-71年)

年次	基礎人口(人口 a)			80歳以上者			90歳以上(内数)			80歳以上者比率(%)			90歳以上者比率(%)		
	男子	女子	小計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
1839~43	2,457	2,047	4,504	17	32	49	5	1	6	6.92	15.63	10.88	2.04	0.49	1.33
1844~48	2,472	2,076	4,548	25	41	66	5	7	12	10.11	19.75	14.51	2.02	3.37	2.64
1849~53	2,584	2,227	4,811	27	36	63	3	1	4	10.45	16.17	13.09	1.16	0.45	0.83
1854~58	2,749	2,369	5,118	36	33	69	2	3	5	13.1	13.93	13.48	0.73	1.27	0.98
1859~63	2,850	2,487	5,337	30	27	57	2	0	2	10.53	10.86	10.68	0.7	0	0.37
1864~68	2,920	2,550	5,470	19	32	51	0	4	4	6.51	12.55	9.32	0	1.57	0.73
1869~71	1,744	1,557	3,301	15	26	41	0	0	0	8.6	16.7	12.42	0	0	0.00
合計	17,776	15,313	33,089	169	227	396	17	16	33	9.51	14.82	11.97	0.96	1.04	1.00

注) 人口aは百姓、寺社人数の合計。80歳以上者は1839年から書上げられた。本表は表5とは異なり、1871年の80歳以上者(男子6、女子10)を加えている。

「金毘羅騒動」を記したこの文書は、直島の天保6、14年の死亡増を直接説明するものではない。しかし、瀬戸内・島嶼の食料事情は日頃から「早損」や穀物騰貴に脆弱であり、とくに主食(麦)を買い喰いしていた下層民の暮らしは、平常年でもタイトだったであろう。そえゆえ、この時期に死亡増が観察されたとしても、それを疑う理由は見当たらない。

## 2-4 直島の超高齢者

直島の増減帳は天保10(1839)~明治4(1871)年まで(32年間)、その目的は記していないが、80歳以上者を書上げた(図版2b)。われわれは先に直島の基礎人口(総人口a、総人口b)を確定したので、この期間の超高齢者比率を計算することができる。

しかしこの場合、われわれは人口aと人口bのいずれを基礎人口とするのがより説得的だろうか。この点を確認するため筆者は、幕府の『官刻孝義録』に収められた被褒賞者(8,600余人)のなかに、その他の身分者が何人含まれているかを点検した。その結果、彼らはずか4人に過ぎなかった<sup>21)</sup>。そこで筆者は、彼らは直島の80歳以上者には含まれなかったと仮定し、人口aを使用することにした。

表4は基礎人口(人口a)と80歳以上者数とを年次ごとに整理し、彼らの比率を計算したものである(全期間は7期。1~6期は各々5年分、7期は3

年分)。

結果はつぎの通りである。この期間(32年)の80歳以上者数は延べ396人で、その男女比は4対6、基礎人口比は11.97%だった(人口bの場合、11.19%)。これに対して90歳以上者は33人(80歳以上者の内数)で、男女比は5対5、基礎人口比は1%であった(人口bの場合、0.9%)。

また年次別に見ると、80歳以上者比率は6期(1864~68年)のみ10%以下で、前後の時期よりも若干低かった(理由は不明)。

この数値(80歳以上者比率12%程度)は、筆者が19世紀中期・仙台領の百姓人口からえた数値(5~12%未満)、18世紀中期以降の信州・諏訪郡の数値(8.86~11.15%)、また近・現代日本の国勢調査データ(明治21[1888]~平成22[2010]年)で確認した数値(10%以下)とほぼ整合している。

一方、直島の90歳以上者比率は1%程度であり(人口bの場合0.93%)、仙台(0.29~0.97%)や諏訪の「いくつかの年次、あるいは期間の」比率よりも高かった(高木[2013a: 図1-1, 1-2, 2013b: 表5, 注45])。この点については、江戸時代の超高齢者比率の報告例はごく僅少であり、計算の対象期間・年次も異なるので、直島の<sup>よわい</sup>90以上の老人比率は西国(経済的先進地)だった故に高かったと結論づけることは、今しばらく留保したい。

表5 80歳以上者の人数(直島, 1839-70年)

年次	80～84歳						85～89歳	90～94歳	95～99歳	合計
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	小計				
1839～43	10	9	5	4	4	32	11	6	0	49
1844～48	13	10	8	6	6	43	11	10	2	66
1849～53	16	10	10	5	4	45	14	1	3	63
1854～58	12	13	12	9	6	52	12	5	0	69
1859～63	8	10	10	4	7	39	16	2	0	57
1864～68	9	7	7	8	5	36	11	4	0	51
1869～70	6	6	3	2	3	20	5	0	0	25
合計	74	65	55	38	35	267	80	28	5	380

注) 1869～70年の数値は2年分。1871年に80歳以上の男子6人・女子10人がいたが、各々の年齢は不記のため除外。

次に、80歳以上者の年齢分布はどうだったのか(表5)。われわれは次の3点を指摘できる。すなわち一口に80以上の老人といっても、彼らの生存数は(男女とも)加齢によって規則的に減少し、とくに85を過ぎると生存数は半激する(267人から113人へ)。95歳以上の老人も稀にはいたが、百寿者は生存していなかった。

この人口集団における最長寿命者は、男子は仁右衛門の父・仁兵衛98歳、女子は安兵衛の母・ゑひ95歳だった<sup>22)</sup>。仁兵衛は宝暦3(1753)年に生まれ嘉永4(1851)年まで、ゑひも同年に生まれ嘉永1(1848)年まで生存した。

ところで、こうした長寿者は一体どう介抱されたのだろうか。直島の文書は何も語らないが、それは後出の事例(次号、4-3節など)と大同小異だったに違いない。

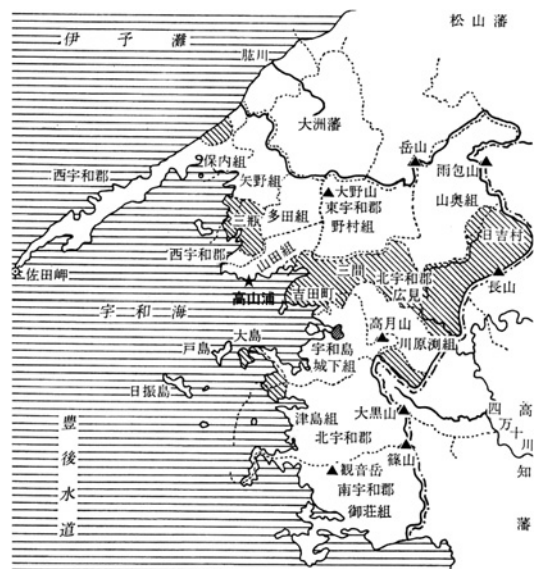
### 第3章 宇和島藩の人口と高齢者処遇

伊予国・宇和島は西に伊予海とその島々をのぞみ、東に四国山地の南端がせまる土地柄である。三好(2001)は、それは長大なりアス式海岸と広大な山地、その間に散在する狭小な平地であると要約している(図版3)。

宇和島の耕地開発について、愛媛県史編さん委員会(1988: 572-3)は特徴3点を挙げている。第1に

在方の水田は中世末に開発のピークがある、第2に近世の開発は溜池整備によって進められたが、開発は寛文期(17世紀)にピークとなる、第3に浦方は「段畑」の開発(イモ、麦の作付け)が中心である、というものである。

このうち「段畑」開墾と宇和海における漁民・稼ぎ人・物資(荷船)の頻繁な往来は、瀬戸内・島嶼の動向と共通していた。さらに宇和島藩の水軍・加



図版3 宇和島藩の領土・十組・高山浦と吉田藩領〔網掛け〕

(原図: 安澤 [1980: 66] の「宇和島藩領国図」に加筆)

子役編成は、幕府の塩飽島・直島に対する直轄政策と共通する点があった。こうした特徴が宇和島・浦方に対して、「海民」的相貌を刻んだということは間違いない<sup>23)</sup>。

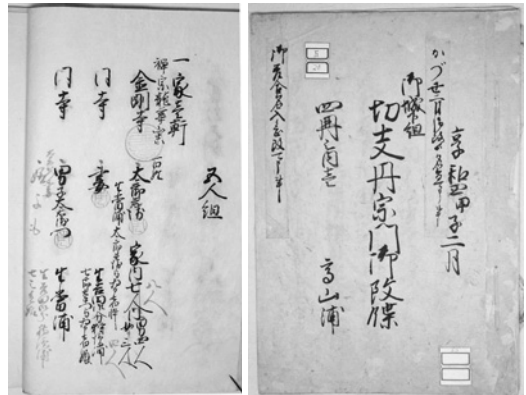
### 3-1 宇和島藩の人口調査

宇和島藩は元禄3(1690)年以降は確実に、毎年、領内人口を人別改ではなく宗門改によって把握すると共に、宗門改という呼称を一貫して使用した。しかし、その目的と役割は明らかに人別改(人口調査)であった。何故なら、彼らは類族改によって切支丹を完璧に把握しており、他方で人口を調べるといったのは享保期以降さらに強化されたからである(安澤[1980: 6-31, 36-7])。

そこで、すべての村方・町方は毎年、宗門帳を作成し(例えば図版4)、家数、総人数、男女人数を役所(代官所、宗門方)に通知した<sup>24)</sup>。宗門方は毎年、侍方、町方、村方宗門帳の合計値を積みあげ、全領民を身分別に(侍、武家奉公人、百姓、町人、寺社・修験、その他)、また江戸・上方勤務の侍は居所別に書上げた。そして担当奉行はそれ(「切支丹宗門御改人数目録」)を、6年毎(子年と午年)に幕府に報告した<sup>25)</sup>。

宗門改の経費は、郷中(村方)から徴収する「寺判礼銭」(判突銭)を充てた。礼銭の一部は旦那寺に渡されたが、その大部分は寺院修理や本尊再興等の経費に充てるよう定めた(宝永7年以前と推定される文書)。この礼銭徴収は享保4(1719)年の場合、百姓・門前に1人1銭を賦課し(他の領民は免除)、他方で享保17(1732)年(大飢饉の年)は徴収を中止するなど、賦課は柔軟に行なわれたようである。

宇和島藩の宗門帳が、西国の帳面に類例が多いように、領民の年齢を書上げなかった点は注意を要する。しかし筆者は、その理由を記した文書は(他国のものを含め)未見である。宗門方は村方役人(庄屋)に、家人の名前、続柄、生地、出入(生死、転入出)の書上げを求めたが、年齢記載はなぜか免除



図版4a 「享和四甲子御城下組高山浦 切支丹宗門御改牒」

右図：表紙(蓋)から、宗門帳は4冊(高山4浦分)作成されたと分かる。左図：百姓・太郎兵衛の家(部分)。各人の出生地を記し、年齢は不記。1年間の異動は朱筆で更正(高山浦田中家文書)



図版4b 「享和四甲子御城下組高山浦 切支丹宗門御改牒」

右図：太郎兵衛の家(承前)。左図：「メ」は4浦のうち田之濱浦五人組の家数・人数、「合」は田之濱浦の総家数・人数、「都合」は高山4浦の総家数・人数。「無縁」は百姓の外数とし貼紙にて追記(同家文書)

したのである(図版4)。

### 3-2 人口の規模と趨勢

藩宗門方は毎年、「切支丹宗門御改人数目録」と称する一紙書上を作成した(そこに藩の総人数、身分別・性別内訳、差引増減数を記載)。安澤(1980: 1-209)はこの「目録」を使って、元禄3(1690)～

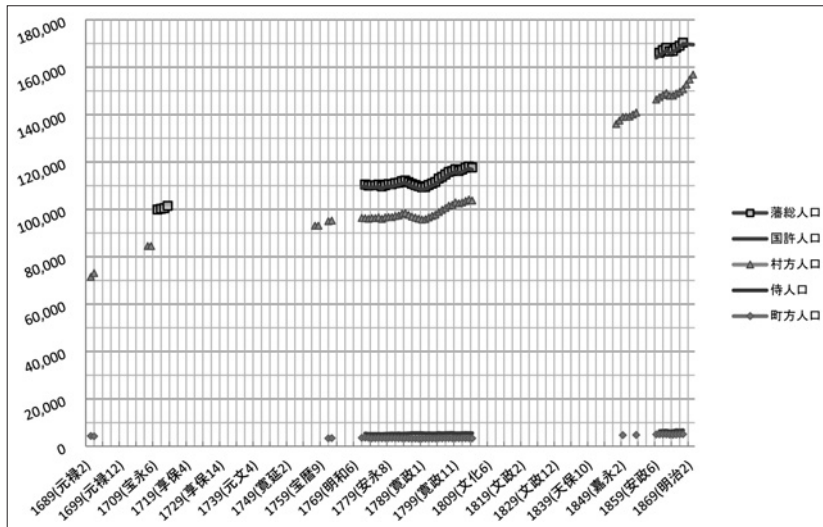


図2 宇和島藩の人口推移 (1690-1870年)

注) グラフマーカーの位置と動きを明確にするため、数字の「穴埋め」「仮置き」を行なった(詳細は注26)。侍人口と町方人口は見かけ上同数だが、前者は後者より2,000人ほど多い。

資料: 安澤 (1980: 106-19) の第13表。また村方人口については、近代史文庫宇和島研究会 (1976: 236-7) 「大成郡録」掲載の宝永4 (1707)、宝暦7 (1757) 年の人数を使用。

明治3 (1870) 年まで (180年間) のうち、50年分の数字を整理・公表している。この数字に他資料に記された村方人数2年分を追加して趨勢をみると、宇和島は180年で人口を倍増させたということ、藩人口の趨勢は村方人口の増減で決まったことを確認できる<sup>26)</sup>。例えば、村方人口は初年次 (元禄3年) に71,567人と書上げられたが、最終年次 (明治3年) には156,937人 (2.2倍) に増えた (図2)。

村方人口のデータは、藩、国許、侍、町方人口のそれと比べると、比較的よく残っている。しかし、途中で40年以上のデータ欠損が2箇所ある。第1の欠損は宝永5 (1708) ~宝暦6 (1756) 年まで (49年分)、第2の欠損は文化2 (1805) ~弘化3 (1846) 年まで (42年分) である (欠損理由は、1945年7月の宇和島市街空襲によると推定されている)。百姓たちは両期間に、享保飢饉と天保飢饉とを経験したはずである。それ故、村方人口が確実に右肩上がりに増えたのか否かは、残念ながらわからない<sup>27)</sup>。

しかし、第2の欠損期については領内で唯一、こ

の期間をすべてカバーする浦方文書1点が残されたので (文書19)、われわれはこの文書から2,000人規模の人口趨勢を知ることができる (図3)。

われわれはこの文書から、高山浦の人数は享和3 (1803) ~弘化2 (1845) 年まで (42年間) に36%増えたこと (1,993人から2,710人へ、717人増)、天保11年前後に飢饉の痕跡が観察されるとしても、人口への影響はごく軽微だったことを確認できる。

藩の村方人口も (高山浦とほぼ同様に)、文化1 (1804) ~弘化4 (1847) 年まで (43年間) に約31%増加した (103,769人から136,074人へ、32,305人増)。両者の増加率の差 (5%) は、藩の村方人口は人数が停滞・減少した数郡の人口をも含むという事実によって説明がつくであろう (後掲・表6を参照)。そこで、19世紀前半 (第2のデータ欠損期) ・宇和島藩の村方人口は、高山浦の増加趨勢とほぼ同様だったと仮定すると、増加基調にあったと結論できるであろう。

これに対して、データ欠損がない明和8 (1771) ~文化1 (1804) 年まで (33年間)、村方人口はつき

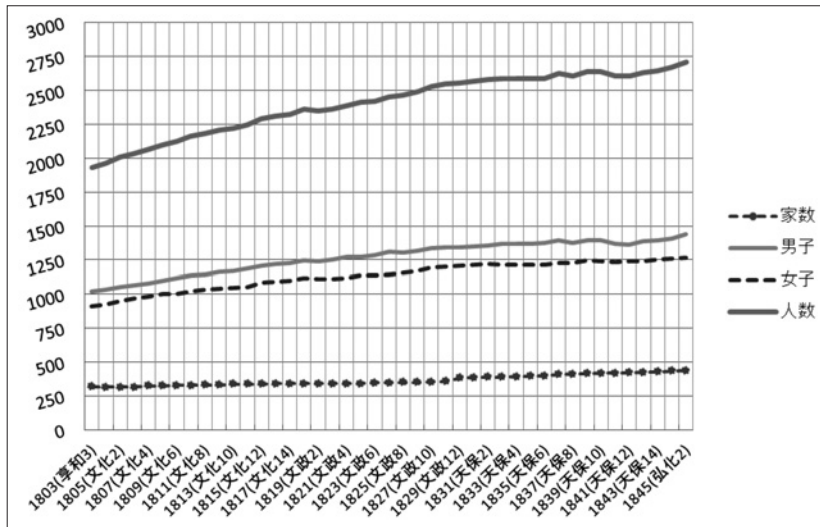


図3 宇和島藩・高山浦の家数と人数（1803-1845年）

注）山伏を含み，無縁を除く数字。仮に後者（人数不明分）を加えると，人数増は本図よりも相当大きくなる。資料：「家数人数書上（仮題）」（文書番号19）

の趨勢をたどった（図2）。停滞的だった村方人口は，天明4（1784）年以降減り始めるが（98,475人），寛政1（1789）年に底を打って回復に転じ（95,730人），同6（1794）年に旧に復した（98,915人）。この期間の減少数は2,745人（2.79%），減少から回復までの年数は10年だったが，天明飢饉の影響は軽微だったと結論できる。

従って，18世紀末以降にみられる宇和島・村方人口の増加ポテンシャルは，それは直島でも同様に観察されたが（前号，図1），西国に共通する力強さを保っていた可能性がある<sup>28)</sup>。

しかし，藩・村方人口の増減については検討すべき課題が二つある。一つは百姓の他国逃散・欠落，また飢饉・水害による人数減，もう一つは在方人数それ自体の持続的減少である。

前者（逃散，飢饉）については，例えば愛媛県史編さん委員会（1986：585）は伊達氏の宇和島入部直後・元和2（1682）年の大逃散を，三好（2001：10-1，18）は天明8年と文政8年の隣国（大洲）への逃散を挙げている。また，図2に見られる天明期・村

方人口の窪み（天明4〔1784〕～寛政1〔1789〕年に2,568人減）は，餓死・病死者はわずかだったと推定されているので，百姓たちの他国流出の痕跡かもしれない<sup>29)</sup>。

一方，後者（在方の持続的な人数減）については三好（2001：12-3）が，18世紀後半以後の財政難対策の一つであった，藩の百姓創設事業（入百姓の奨励，新百姓の取立て）に言及している。ここで入百姓とは，浦方の「過剰」人口を在方の百姓跡地（退転・逃散地）に移住させ，手余り地を耕作させる措置，新百姓とは無高（水呑，「無縁」）層を百姓に取りたてる施策である<sup>30)</sup>。

ところで，この施策が必要とされた地域は領内のどこだったのだろうか。この疑問は，郡方人数を追跡することで解明できるであろう。そこで，安澤（1980：76-80）の十組（郡）別人口表を再整理すると，対象地域が明らかとなる<sup>31)</sup>。郡方の人口記録は144年のうち4年分が判明しているので，筆者はそれを整理し家数・人数の増減パターンを推定した（表6）。

筆者の計算によれば，家数は144年間に，在方3



表6 宇和島藩・十組(10郡)の人数増減(1707-1851年)

期間 組名	1707~1757年 (50年間)	1757~1847年 (90年間)	1847~1851年 (4年間)	1707~1851年 (144年間)	指数 (1707=100)
御庄組	314	7,283	959	8,556	(217)
津島組	285	5,464	360	6,109	(204)
御城下組	1,074	11,579	751	13,404	(234)
川原淵組	715	-654	120	181	(103)
山奥組	1,701	-2,601	254	-646	(93)
野村組	161	-33	127	255	(104)
山田組	-88	978	84	974	(114)
多田組	-652	-166	38	-780	(87)
矢野組	1,081	5,974	328	7,383	(165)
保内組	3,991	15,106	103	19,200	(242)
十組計	8,582	42,930	3,124	54,636	(165)

資料：安澤 [1980: 76-80] 第5-1表, 近代史文庫宇和島研究会 [1976]『大成郡録』の十組別人数書上。

郡(川原淵, 山奥, 野村組)で550軒減ったが, それ以外の7郡では増え, 藩全体では12,179軒(1年当たり84軒)増加した(表は省略)。

人数はこの期間に84,562人から139,198人に増え, 宝永4年の1.65倍(54,636人増)となった(1年当たり379人増)。人数の増減を郡別に(実数, 指数で)みると, 減少は在方2郡(山奥, 多田組)で, 停滞は在方3郡(川原淵, 野村, 山田組)で, 増加は浦方5郡(御庄, 津島, 御城下, 矢野, 保内組)で観察された。

この数値から導かれる結論はこうである。宇和島藩人口の増加ポテンシャルは, それが削がれた時期あるいは地域(郡)は確かにあった。しかし増加ポテンシャルは, 資料(数字)がカバーしている全期間(180年), またこの144年のあいだ, 一貫して強かったであろうということである<sup>32)</sup>。但し, この結論は宇和島における地域・在方人口の不均等発展(人口が停滞・減少した郡村の存在)を過小評価するものでは決してない。

### 3-3 高齢武士の処遇

高齢武士にたいする宇和島藩の処遇(褒賞, 慰勞)は, 少なくとも18世紀中期以降については, 二つの方法で行なわれた。一つは家中を対象とした高

齢者処遇(長寿祝い), 二つは士(侍)を対象とした処遇(退任慰勞)である<sup>33)</sup>。

家中を対象とした長寿者祝儀は, 彼らを身分と年齢とで形式的にわけ, 対象数をしぼり, 身分差をしっかりと保ち, 同時にきわめて象徴的なものであった。その狙いは, 祝いの主旨(藩主の恩沢)を広く薄くいき渡らせる点にあった。そこで, 祝儀品はごく質素なもの, 例えば鶏肉(ごく稀に鶴肉)あるいは酒, 菓子などで済まされた(これは一般化された方法で, 他藩でもよく見られるものである)。以下に事例二つを挙げる。

寛政3(1791)年12月, 藩庁は「一御目見以上六十歳以上, 御目見以下八十歳以上へ鶏肉被下由」と触れている(この年以降, 御目見以上の年齢は70以上に繰延べられた)<sup>34)</sup>。

文政7(1824)年2月の触れは「一鶴肉被下, 御目見以上七十才以上, 同以下八十才以上, 一町人八十才以上御庭へ罷出, 御菓子被下候由」と述べている(この祝儀に与った町人は, 藩財政に貢献した商人であろう)。担当役人は祝儀品を配布するにあたっては, 家中に主旨を知らせ, 人数をあらかじめ確定したであろう。

彼らは年齢で差をつけ, かつ御目見以上の家中に手厚く, 御目見以下の家中には薄くした。しかし,

祝儀品はごく簡素だったから、こうした儀礼はあくまで形式的なものであった。

一方、退任武士に対する処遇は、主従関係の根幹をなす重要儀礼の一つだったから、簡素では決してなかった。退任慰労は、彼らが概ね70歳以上となった年の該当月に、例えば「七拾歳迄相勤、依願隠居」などの名目で行なわれたが、それは隠居料支給規則(「隠居料之事」)に基づく公式儀礼であった<sup>35)</sup>。

「伊達家御歴代事記」は退任慰労者として、例えば明和6(1769)～文化9(1812)年まで(43年間)に101人を書上げている(年平均2.3人)。この書上はごく簡潔であるが、そこから次の情報五つがえられる。

(1) 処遇月に大差はないが、慰労は1～2月(閏月をふくむ)が中心だが、6、12月にも比較的多く行なわれた(それぞれ27, 15, 11人)。

(2) 慰労・処遇時の年齢がわかる侍は77人で、最も多いのは70代48人、他に80代17人、90代8人、103歳1人で、70歳未満はわずか3人だった<sup>補注1)</sup>。これに対して、年齢記載のない24人は(重臣2名を除き)、大部分が士以下の家中であり、彼らはただ「極老」「老年」と記されるか、年齢記載すら省略された。

(3) 処遇の種類は全員(101人)についてわかる。「褒賞」86人が一般的であり、他に「(役務)免除・用捨・御免」14人、昇進1人があった。ここで「免除・用捨・御免」はそれぞれ、異なった処遇をさす言葉として使われた。免除・用捨は一般に泊番(宿直)・月番など役務の免除、御免は着衣の禁制解除などである(羽織、白無垢、紅裏の着用許可)。

(4) 褒賞者への祝儀品は3種あり、それは扶持(米)、貨幣(金・銀)、現品(羽織・扇子・菓子等)の支給である。扶持米は老後・一代限りの飯米支給であり、現代の老齢基礎年金にほぼ該当するであろう。一方、金・銀は退任一時金、現品は記念品とみられる。

祝儀を二品以上支給された侍17人がいたが、納戸方は彼らの地位・役柄・功績に応じて、注意深く決

めたとみられる。しかし祝儀品の組合せは、扶持米と貨幣の併給は1例だけで、扶持米と現品、あるいは貨幣と現品が一般的だった(なかには、殿様の愛用品を2～3品受けとった例もある)。

(5) 重臣の退任・隠居については格別の処遇が行なわれた。藩主は、特段の失態・落ち度がないかぎり、彼らを厚遇したであろう。例えば家老・主殿は天明7(1787)年、依願退役して隠居となったが、殿様は11月22日に「隠居料十人分、縮緬御羽織御裏紅」を支給し、さらに嫡子跡目(家督相続)を安堵して「俸隼人家督四百石余被下」とした。若年寄・小閑出雲も同様に、寛政4(1792)年2月22日に隠居料7人分と羽織一着を受けとり、悴は家督(184石)を安堵された。

### 3-4 高齢百姓の処遇

筆者の文献サーベイによれば、宇和島の歴代藩主は、例えば仙台藩主・伊達慶邦が嘉永2(1849)年に行なった領内高齢者の一斉調査、その後の大規模な養老礼(御目見、褒賞)の実施などということは、一度も行なわなかったようである(高木: 2013a, b)。それゆえ、藩の村方人口はかなり判明しているが、長寿者の総数が不明であるため、信頼度の高い高齢者比率を計算することは殆どできない(われわれが利用できる文書はごく一部に限られる)。

村方の長寿百姓に対する祝儀は大部分、藩の公式儀礼あるいは藩主の downward(参勤交代の帰路)や巡在(領内巡見)の際に、また殿様の年柄にあわせて行なわれた。

藩の公式儀礼にちなんだ祝儀として、筆者は2例を挙げることができる。それは、宝暦7(1757)年の義山公(初代藩主・秀宗)遠忌と、安永7(1778)年の嫡子(六代藩主・村壽<sup>むらなぐ</sup>)婚礼にともなう処遇である(資料4)。

#### 資料4 「長寿祝い記録」(仮題)

「宝暦七年六月四日、一義山様百回御忌、四夜五日、今日より御執行、八日一御法事、格別之思召を

以大赦被相行 一為御追善, 七十以上之下賤之者へ銀被下」(「書拔(九)」)

「安永七年二月五日, 一御曹司様御祝儀事, 品々被遊御座候ニ付, 九十歳以上之者へ御酒被下, 代三百文ツツ, 組付之輩四人, 町人・大工二人, 山伏老, 御庄組老, 津島組四人, 御城下組四人, 川原淵組四人, 山奥組八人, 野村組老, 山田組七人, 多田組二人, 矢野組八人, 保内組十四人, メ六十人 一 左之二人格別長寿ニ付, 米二表ツツ被下, 百歳・三崎浦権九郎母, 百三歳・松尾村伊右衛門父喜三兵衛<sup>36)</sup>」(「書拔(十一)」)

宝暦7年の遠忌の際に, 銀をうけとった「七十以上之下賤之者」は領内の差別をうけた人々だったかと推定される<sup>37)</sup>。また, 安永7年に婚礼の祝い酒を振舞われた齡90以上の老人56人は, 全員が百姓・町人であり, そのなかで「米二表ツツ」を支給された百寿者二人は百姓だった。

下向・巡在(参勤交代の帰路あるいは領内巡見)の際に, 殿様は村方・町方の老人に御目見をし, 酒を振舞って彼らの長寿を祝うことがあった。例えば, 六代藩主・村壽は文化4(1807)年, 「一御下向, 三机より御陸路被成, 御通筋八十歳以上之者差出候様被仰出」(5月), また同9年「一御巡在之節, 長寿之者・孝心之者被遊御覽, 御城下組之分ハ御帰後之沙汰ニ而, 今日御庭へ差出, 御酒被下八十才以上」(1月)など祝儀を催している<sup>38)</sup>。

藩主の年柄・節目の年に, 白寿・米寿をむかえた老人, 夫婦とも高齢である者, あるいは齡90にしてなお健在の極老らが, 殿様に献上品を納めて接見をゆるされ, その場で褒美をもらおうという形式もあった。例えば村壽は, 厄年(数え42歳)をむかえた文化1(1804)年2月, 極老を御庭(城内)に召出して御目見をしている。そのときの模様は次のように記された。

二月朔日 一 奥浦・作平, 金五百疋・鯛, 高山

浦・吉右衛門父母, 斗搔・茶袋・鯛差上ル, 長寿也

二月十日 一 長寿之者三人, 於御庭御覽, 作平へ御自御扇子被下, 三人へ御菓子被下, 九十九歳奥浦・作平, 高山浦・吉右衛門父八十八歳, 母八十三歳, 右之者共此間差上物上納致候ニ付米被下, 三俵作平, 一俵吉右衛門父母<sup>39)</sup>

この記事は, 御目見は領民(老人)の申し出によったものか, 代官・村方役人などの勧奨・発意によったものか, なにも語っていない。しかし接見は, 入念な配慮のもとに行なわれた点を考慮すると, 本人の意向にも十分配慮して進められたはずである。

### 3-5 長寿祝いの簡素化

#### 藩財政と儉約令

宇和島・伊達10万石の財政は, 初代・秀宗の入国以降～藩政解体まで255年間(元和1[1615]～明治3[1870]年), ほぼ一貫して逼迫していた。藩政初期～中期の逼迫要因として三好(2001: 1-36)は, 吉田藩への3万石分知(明暦3[1657]年), 領知10万石への家格復帰(元禄9[1696]年), その代償である幕府課役(手伝い)と交際費の増加, これに享保飢饉(享保13[1728]～16[1731]年)と天明飢饉(天明3[1783]～5[1785]年)の被害が加わったと記している。

こうした事態を前にして, 藩主・重臣たちは享保期以降, 藩政改革に継続的に取り組む。彼らは地方支配権を庄屋・豪農層から奪って藩役人に移管し, 農地の割地制(闔持制)を廃して高持制に転換させた。また和紙, 蠟, 干鯛, 鯛すゐめの生産をうながして専売制を採用, 市場(大坂)移出による「外貨」取得をめざした<sup>40)</sup>。

彼らは同時に, 家臣に御用立て(扶持借上げ, お手伝い)を求め, 大坂商人, 村方庄屋, 豪農・豪商から借財をかさね, また米穀の寄付をうける一方で, 百姓・町人には質素・儉約を要求した。しかし財源不足(「御内證御難渋」「御急迫」)は, 諸大名の多く

がそうだったように、結局のところ克服できなかった。そこで、彼らに残された唯一の方策は、全領民に儉約令を達し続けることであった<sup>41)</sup>。

宇和島の儉約令について三好（2001：12）は、安永4（1775）～文政9（1826）年まで（51年間）に8回、田中（2009：429）は寛政7（1795）～天保14（1843）年まで（48年間）に59回達されたと述べている。なかでも寛政3、文政5年の達しは、衣類・婚礼・遊興の簡素化に言及しつつ高度に体系化されたもので、他年次の儉約令より格段に詳しい。

そこで筆者は兩年の儉約令を、長寿祝いとその簡素化に直接関わる、衣服・衣類の規制（着衣制限）に焦点をしぼり、やや詳しく検討する<sup>42)</sup>。

寛政3（1791）年7月の儉約令は侍・家中を対象としたものであった。その前書は「御ケ条帳面左之通、御厳略中御作法ヲ以御潤色、被相定候ケ条書」、衣服については「一於御国男女衣服之義、別帳之通被相定候事」と記している。この別帳（身分別「衣服之定」）は詳細をきわめ、規制は42項を数える<sup>43)</sup>。

この規制の主旨は、家中・侍はすべて、平日は木綿の上着を着用せよ、絹地の衣類（熨斗目、紗小袖）は上士・中士とも、例え「年始・大礼之節」であっても禁じるというものである<sup>44)</sup>。

そして侍の場合、違背者をみつけたら名前を札して藩庁に通報、「御制禁之品」は取上げて役所に差出せと達している。御目見以下・市郷家中の召使いの場合は、頭支配・主人が違背者を遠慮なく咎め、証拠品を取上げよと命じている。

一方、文政5（1822）年2月の規制は郷中（百姓・町人）を対象としたものであった。それは郡奉行から代官中に達したもので、前書に「郷中衣食住奢侈之義ニ付、郡奉行へ及沙汰ニ候処（後略）」とあり、その主旨はこう説明される（「書拔」九、309-10）。

一衣服・飲食・居宅等之義ニ付而ハ、兼々御作法も在之、是迄も度々被仰出、猶又此度も被仰出候通、弥以相守可申候、衣服之義ハ別而分限不相当

猥成義有之趣相聞得、不屈之事ニ候、前々申聞候趣も有之候へ共、猶又疑惑為無之、別紙ケ条書ヲ以申達候間、以後聊も心得差無之様重々可被申聞候

郷中の衣服規制（別紙）は庄屋、百姓、医師を含め、8ヶ条（但書をふくめ9）を挙げている。その主旨は家中と同様、木綿の着用を強制するもので、簡条1はこう述べている。

一庄屋共<sup>はじめ</sup>初百姓分男女衣服、都而<sup>すべて</sup>布木綿之外一切無用、勿論袖口・羽織かくしうら<sup>きぬるい</sup>二而も絹類一切無用之事<sup>45)</sup>

つまり百姓は、たとえ袖口・袖裏<sup>かくしうら</sup>であっても絹類は一切使うなどというのである。

しかし、宇和島藩は侍であれ町人であれ、目にあまる違反は掣肘して「一罰百戒」としたが、規制は徹底しえなかったようである<sup>補注2)</sup>。

### 長寿祝いの簡素化

長寿祝いの簡素化は宇和島の場合、祝儀自体を質素にすることを目指したので、儉約令（特に衣服・衣類の規制）と歩調をあわせて達された。

領内の暮らし向きは、「御内證御難渋・御困窮」つまり財政難の常態化によって、家中をはじめ殿様・侍も厳しい儉約生活を強いられ困窮していた。しかし領主・重臣は、たとえ財政難に苦慮したとしても、隠居料の支給や長寿祝いなど先規・先例を廃止することはできなかった。何故なら彼らは、主従関係の確認は（それが侍・家中とであれ、領民とであれ）封建制の根幹をなす双務的な儀礼（パフォーマンス）であることを、よく承知していたからである。

そこで彼らは、こうした儀礼（先例・先規）は極力簡素化して、出費を省くという方法をとったのである<sup>46)</sup>。

ここでは、八代藩主・宗城<sup>むねなり</sup>による嘉永3（1850）

年の長寿祝い簡素化の動きと結果とを、藩の公式文書によって示す。「藍山公記」(巻二十二、嘉永3年)は、長寿者への祝儀品を整理し簡素化する理由と手続きをこう説明している。

長寿者へノ賜品ハ御小姓頭ニテ取調、御手元ヨリ賜リシニ、一定セザレバ、御小姓頭ヨリ思召ヲ伺ヒ老職ニ評議セシメラレ、養老米ノ外ハ左ノ通定ラル(5月29日の項)

ここで重要な点は、従来の賜品は受領者ごとに軽重・多寡があったので整理・統一をするが、「養老米」(侍の隠居料)は対象外とする、ということである。しかし本音は、藩はこの時期、軍備近代化を迫られていたので、「冗費」削減に踏み切らざるを得なくなったということである。

「公記」の書上(賜品)を身分別・年齢別に仮整理すると、表7となる(慶応3[1867]年の改訂文書をも参照)。ここで身分(「身上」)は四つに区別されている。侍の場合、「虎之間・中之間」は上士・

中士に、「御徒以下」は下士にあたる。「御家人」は士以下の家中と推定され<sup>47)</sup>、「郷市」は百姓・町人である。長寿者(古稀以上)は5歳刻みに分けられ、各々は5年経つと順次上のランクに「昇進」し、定められた待遇を受けたとみられる。

この簡素化によって、賜品は齢80未満であれば原則として支給せず、百寿者については個別に対応することとした。賜品は侍、御家人、百姓・町人のあいだで差をもうけ、衣類は木綿・真綿の支給を原則とし、銭・米は庶民だけに与えるとした。但し「虎之間・中之間」格の侍(上中士)については、85歳を迎えた年に一度だけ絹生地・衣類(袖、縮緬、小袖)を支給するが、その後は木綿、真綿に格下げして支給をするとしたのである。

要するに、嘉永3年の簡素化は、殿様と侍の対面を保ちつつ冗費をどう削るかという課題への苦肉の策であった。しかし、齢85、90以上の老人は宇和島であれ直島〔表4〕であれ、人数はごく限られていたので、こうした簡素化が財政削減に寄与したとは到底考えられない<sup>48)</sup>。

表7 長寿者への賜品一覧(宇和島藩, 1850年)

身分 年齢	侍 虎之間・中之間	侍 御徒以下(御目見以上)	御家人 (御目見以下)	郷市 (百姓・町人)
70歳以上	御菓子	御菓子	(不記)	(不記)
75~79歳	(不記)	(不記)	(不記)	(不記)
80~84歳	真綿一把(以後、毎年木綿一反)	木綿一反(以後、毎年御菓子)	御菓子	御酒料500文
85~89歳	袖緞一反、絹布御免(以後、毎年菱木綿一反宛)	真綿一把(以後、毎年木綿一反)	木綿一反(以後、毎年御菓子)	御酒料1貫文(88~89歳まで)
90~94歳	縮緬綿入羽織(以後、毎年真綿二把)	木綿召物(以後、毎年真綿一把)	木綿二反(以後、毎年木綿一反)	木綿一反
95~99歳	小袖紅一疋(以後、毎年真綿二把)	木綿羽織、太織袖御免(以後、毎年真綿一把)	真綿二把、太織袖下着に御免(以後、毎年真綿一把)	米二俵(96~99歳まで)
100歳以上	其時ノ御吟味	其時ノ御吟味	其時ノ御吟味	其時ノ御吟味

注) 郷市(百姓・町人)の褒賞年齢は、侍と異なる場合がある。その具体例は賜品以下に追記した(年齢)を参照。  
資料:「(稿本) 藍山公記」(巻二十二、自嘉永三年三月 至同年五月、72~3丁)。

結論はこうである。宇和島藩は領民の長寿祝いを儉約令にそくして簡素化した。しかし、侍層については(百姓・町人とは対照的に)、隠居料を削減したり、絹類を祝儀品から完全に外したりすることはできなかった。何故なら、中・下級武士の困窮は(他藩も大同小異であったろうが)きわめて深刻であり、そうした境涯に沈む彼らの矜持は、「士分」であるという意識一点に収斂していたからである。

そこで重臣たちは長寿祝いについては、象徴的な物品・事柄(絹類の支給, 着衣規制の解除)を、家臣の身分に応じて注意深く組合せ、彼らの矜持を幾分たりとも満たそうと腐心したのである。しかし、こうした配慮があったとしても、下級武士(徒士層, 御家人)にとって「門閥制度は、親の仇」(福沢諭吉)であった点に、聊かの変わりもなかったであろう。

## 注

19) 直島増減帳の特徴は三つに要約できる。第1は、文化1(1804)～文政3(1820)年(17年分)の書上は養子・養女の転入・転出を記したが、それ以後は記載をやめたこと。第2は、文政4(1821)～文久3(1863)年(43年分)の書上は、自然増減と社会増減の合計値のみを(男女に分けず)記したこと。第3は、元治1～明治5年(9年分)の書上は、自然増減と社会増減の区別さえせず、増加数(出生・転入の合計数)と減少数(死亡・転出の合計数)のみを記した、ということである(村方役人の捕捉力は段階的に下がったのである)。

従って、われわれが利用できる増減情報は、第1～第2の期間(計60年分)である(表3)。

20) 筆者は、村役人は自分たちが計算・計上した増減数(「差引増減」)を毎年、総人口に確実に計上したか否かを確認するため、検算を行なった。すると総人口ベース(総人数の増加・減少の帳尻)で見ると、人口aは59年間に225人の増加、人口bは264人の増加となった。すなわち人口aには27人(225-198)の、人口bには25人(264-239)の「過小計上」が見つかる。

この齟齬は、移動・異動の理由別増減数と、それを差引きして計上すべき村人数とのあいだに不一致があって生じたものである。この不一致は前期で稀に(2年分[文化5, 文政3年]で)、後期で頻繁に(11年分[天保5, 12, 弘化2, 4, 嘉永3, 5, 6, 安政1, 万延1, 文久1, 2年]で)生じている。

こうした不一致がでた理由としてわれわれは、例えば人口が900から1,000人以上に増えていくなかで、村役人の住民捕捉力が徐々に低下した、また幕末の外交・内政上の動揺は住民の規範意識を劣化させ、届出を放棄する(つまり勝手に動く)者が増えたなど、いくつかの理由を想定できる。それにしても、こうした過誤は代官所の修正指示を免れたものであろうか。

なお、直島の村役人は4名(庄屋1, 年寄2, 百姓代1)でその下に組頭がいた(図版2b)。しかし、各組頭は家何軒を束ねたのか、人別調査にどう関与したのかは今のところ分からない。

21) 『官刻孝義録』は、徳川幕府の寛政1(1789)年、同10(1798)年の触れ(達し)に対する全国の回答を、幕府がみずから編纂・刊行したものであるから、それ以後の褒賞はもちろん含まない。この点を考慮し、かつ先学が公表した数字を勘案すると、こう結論づけることができるのではないか。

幕府領の代官や私領の役人は、その他の身分者の褒賞については遠慮したり意図的に避けたりした。そこで彼らは幕府(代官所)、大名、領主への報告・推薦をほとんど行なわなかった。しかし、彼らのなかに齢80, 90の高齢者がいなかったわけでは決してないであろう。

22) 嘉永4(1851)年の書上で仁兵衛は99歳と記された。しかし、彼は天保10年書上に86歳で登録され、以後一つずつ歳をかさねて、前年(嘉永3)の書上では97歳とされ(1歳違)っていた。人は齢90ともなれば、現代においても過去においても、大抵おおまかに扱われるのであろう。記帳者(庄屋)は仁兵衛を、あるいは善意で99歳としたのであろうか。

23) 宇和地方の「海民」的性格は、愛媛県史編さん委員会(1988: 618-20)の収録データ(表2-77)でも裏付けられる。すなわち寛文12[1672]年の

「分限帳」によれば、藩は家中に「御船手」119人を抱えていたが、各御船手は大船頭、小船頭、船大工、楫取・水主100人程度で編成されていた。

藩は知行7万石時代(万治1 [1658]～元禄8 [1695]年まで37年間)の水軍編成として、軍船51隻、輸送船201隻、操船方106人、水主3,458人、浦方徴用船200隻が必要と見積もった(明和6年「御軍役大概積」)。なお、浦方船は平時に1,500～1,400隻あって、水主役1,000人が使役されていた(宝永3、宝暦7年の数字)。

- 24) 元禄、宝永および享保期以降の村方宗門改の手順・方法(担当部署・役人、調査対象、生死・移動記載、帳仕立て、配慮事項)、経費の捻出法については、小野(1970: 379-83)所収の翻刻資料(58, 59, 60)を参照してほしい。

われわれは庄屋史料のなかに、村方宗門改の実施を裏付ける文書を見ることができる。例えば、御城下組・高山浦の「切支丹宗門御改牒」(図版4)は享和4 [1804]年の帳面、「家数人数書上(仮題)」は享和3～弘化2年まで(43年分)の高山4浦の書上である。

また多田組・亀甲家史料にも、宗門改にかかわる諸文書がある。例えば「宗門之儀ニ付被 仰出御紙面写」(享和3～文化6年)は藩の達し留、「何組何村 切支丹宗門改牒」(文化7年2月)は宗門帳雛形、「宗門御改増減牒」(弘化5年2月)は多田組・新城村の家数、人数、増減書上である。

しかし宇和島では、完全な村方宗門帳は一冊も発見されておらず、その理由もはっきりしない。あるいは和紙生産(藩の専売品・泉貨紙)のため、藩が短いサイクルで悉く回収したのであろうか。

なお、侍方、町方の宗門帳も現存していないようである。

- 25) 「記録書抜」(以後、単に「書抜」と表記)は宇和島藩の宗門改について多様な言及をしている。幕府との関係では、平時の「一諸国人別改公義より被仰出」といった注意書(寛延3年)から、臨時の触がでた場合の対応・往復(例えば安永6年)まで、ごく簡潔に書上げている。安永6年の「書抜」は日付順に、以下のように記している。

安永六年二月十二日、一諸国宗門改、来年よりハ一宗限り一冊ツ、致候、追而市郷計之段申来、

尤宗号其外新規之義致間鋪(後略)

同年三月七日、一寛文之頃より以来、宗門改年々帳面被取集候段被仰出申来、宗門奉行江申渡

同年三月廿日、一宗門古帳面吟味之処、寛文中以後之分当時封印物より外無御座段申出ル

同年十月朔日、一宗門改帳之義、明和八年より之市郷之帳面、公儀被仰出候趣ヲ以相改可差出旨〔申来〕

家臣・領民への言及としては、例えば侍に対する出生届出漏れの処罰・処理がある(「一鈴木儀左衛門、妾腹之出生不届出、不埒ニ付遠慮被仰付」[明和5年]、「一鈴木儀左衛門、妾腹宗門伺出ニ付、上分へ相附可申旨申開ル」[明和5、6年])。

また、領民に対する言及としては、宗門改時の服装伺いを挙げることができる(「一在中宗門請帳之義、其外町会所ニ而判突之節、町人袴着用等之義、伺之趣有之」[宝暦4年])。

- 26) 安澤の身分別人口表の使用にあたり、筆者は念のため検算を行なった。しかし、誤りは3箇所程度に過ぎなかった(誤植と考えられる)。ここで2年分の村方人数とは、「大成郡録」(大尾結合)にある宝永4(1707)年、宝暦7(1757)年の数字である(安澤がこの数字を採録しなかった理由は、わからない)。

図2を作成する際、筆者は人口の趨勢(グラフマーカーの位置と動き)をより鮮明に表示するため、数字の「穴埋め」と「仮置き」とを行なった。「穴埋め」は1、2年分の欠損値を前後の数字(実測値)を使用して補完する処置、「仮置き」は前年の数字を1度だけ翌年の数字として使用する、という処置である。

「穴埋め」は藩総人口で4年分(正徳1、安永7、天明7～8年)、国許人口で2年分(明治1～2年)、村方人口で5年分(嘉永1、3、5年と明治1～2年)、町方人口で3年分(安永7、天明7～8年)について行なった。

「仮置き」として筆者は、「大成郡録」(宝永4、宝暦7年)の村方人数をそのまま、翌年(宝永5、宝暦8)の数字に用いた。なお、侍人口に手を加える余地はなかった。

- 27) 第1の欠損期(48年間)の身分別人数は、1年

分たりとも報告されていない。三好（2001: 7-9）は宇和島の享保飢饉について、藩の実状（損耗高、飢人数、藩の施米額、財政再建策）を、数字をあけて説明している。しかし、人口については「享保期（1716～35年）には鬪持制が崩れ、人口も減少し農民層の分化も進んだ」と、一般的記述に留めている（藩文書がないからであろう）。またこの「人口減」は恐らく、三好が村方文書から導いた個別的事例・結論であろう。

- 28) 瀬戸内島嶼の人口増（享保期以降の増加ポテンシャル）について、地域史家（民俗学徒）はこれまで、甘藷の普及で説明しようとしてきた。確かに宇和島藩も薩摩芋と麦は免税としていた。しかし、甘藷だけで百姓たちの力強い増殖力を説明することはできない。この点については青野、田中の指摘が示唆的である（後者の指摘は後出、注32に記した）。

青野（1983: 20-44）は、広島藩の頼杏秤が文政4（1821）年の意見書「春草堂秘録（経済之事）」で指摘した事実、すなわち備後の山間部に際だつ「人数大減之村々」と、備後・安芸の海辺・島嶼部に顕著に見られる「人数大增之村々」という対照的構図は（広島県 [1976: 91-101]）、備中・伊予をふくむ瀬戸内地域でも一般的に観察されるか否かを、人別史料を収集・動員して検証しようと試みている。

その検証結果は次の通りである。人数増減の対照的動きは、頼が指摘した備後の山間部だけでなく、広く瀬戸内の山陽・四国地方でもみられ、「(山間地域は人数を減少させたが)海辺地域の増加は大きく、島嶼村落の増加はさらに顕著である。この傾向は宝暦頃から目立ち始めるが、増加に寄与した人々は主として水呑層だった」。

頼杏秤は意見書で「土地人民之聚散増減」は貧富差によるが、この差は奥筋と浦辺の「土免」（年貢率）をこの100年、一律に固定したことで生じたと結論づけた。そこでこの際、年貢を「均一」にし（「富驕之郡村」に厚（高）く、「困窮之郡村」に薄（低）くし）、かつ「新開、隠田」を自主申告させて登録・課税すれば、藩財政（御経済・御所帯）を少しも痛めずして、百姓は「先祖墳墓之地」に戻って氏神を再興し、父母妻子を育み産育

（出生）をも増やすであろうと主張している。

この当時、頼は下級藩士（郡奉行）であったから、農本主義（土地本位制）に基づいて意見書を作成した点は理解できる。しかし「民数減少、四方流亡」の真の理由は19世紀のこの時期、農外稼（農外所得）の有・無にこそあったという点を、頼が見逃していたとは到底考えられない（上申にあたって、自制をしたのではないか）。

この論点について青野は、文化文政期・瀬戸内地域の多様な農外稼の実例をあげ、その豊かさを指摘・強調している。例えば、綿作・木綿織、塩田・浜子労働、漁労・海産物生産、領内・領外稼（水夫・運賃稼）など、実に多様な稼が挙げられている。

瀬戸内の海辺・島嶼部と後背山間部のあいだで生じた人口の不均等発展は、単に広島藩の備後・安芸だけでなく、備前と美作、伊予の海村（宇摩郡川之江村）と山村（同別子山村）でも「南北格差」として、宇和島の浦方と在方では「東西格差」として、当時の人々に十分自覚されていた。そしてその原因は、青野の指摘でおおむね説明できるであろう。但し、彼が使用した人別帳はどの村の場合も数点に過ぎない。従って、長期・中期の人口増減が全くわからないという点は、残念というほかない。

- 29) 宇和島の村方人口は全体として増加趨勢にあったが、在方の人数減は何としても食い止められなかった。「書拔」は寛政12（1800）年以降（毎年12月末に）、領内の「出走、出奔、欠落」数を「一当年中出走七拾二人」などと簡潔に書上げている。この書上を集計すると、欠落人は寛政12（1800）年～文政8（1825）年まで（25年間）に1,109人（年平均44人）を数える。十組別の出走人数は文化11年以後（9年分が）判明するが、欠落が目立つのは浦方ではなく在方（特に川原淵組169人、山奥組89人、野村組83人）である。

在方では、藩の国産品（専売の榎・蠟、和紙）の生産・管理が行き届いていた。住民が勞銀（貨幣）を手にする機会は浦方よりも少なく、飢饉・水害時の生活逼迫は彼らを一層困窮させたに違いない。三好は、天明の大飢饉以後「貧困地帯の川



原淵組富岡村では、借物は一千俵以上となり」、享和2(1802)年の村人数は天明3年の600人から410人に〔約32%〕減り、かつ零細農が続出したと述べている。

- 30) 藩政末期、ある役人(中士)は、在方人数が減る「真の理由は貧困による間引き」であって、郡方役人たちの考え「(婦女子は) 厳寒時に(楮の黒皮、白皮を川晒しするため)川へ入るので、腰が冷えて不妊症になる」は間違いである、と批判している(三好[2001: 17])。

いずれにせよ、潰百姓の再興・新百姓の創設政策は、在方の農産・食料・稼ぎの事情(国産和紙、櫛の生産強制など)を考慮すると、また東国・仙台藩や一関藩の仕法とその結果を考慮すると、確かな成果を上げたとは考えられない(高木・向田[2008: 238-69], 高木[2011])。

- 31) 村方を類別する際、宇和島藩は在方・浦方ということばを使用した。しかし、この区別の根拠はわからない。そこで筆者は、彼らは浦(海村)を一つも含まない郡を在方、浦をもつ郡を浦方と呼称したとみなした。すると在方は5郡(川原淵、山奥、野村、山田、多田組)、浦方は5郡(御庄、津島、御城下、矢野、保内組)で、両者で半半とする。

厳密に言えば、在方には領域内に浦的集落が、浦方にも在的集落が多数あったはずである。それ故この呼称は、藩政上の便宜的ことばだったと推定される。仮に宗門改(人口調査)の最小単位、つまり村々の人数が判明するなら、われわれは在方と浦方とを厳密に区別して、各々の人数を計算できる筈であるが、現状ではできない。

- 32) 田中(2012: 12-9)は、高山浦の庄屋文書に記された「延畝・竿先」(無年貢地)を手掛かりに、これが浦方の家数、人数の増加要因だったのではないかと推定している(新開畑も、麦・イモを作れば無年貢地とされた)。例えば、高山4浦の家数・人数は宝永3(1706)年に107軒・921人だったが、宝暦7(1757)年に116軒・1,300人、文化1(1804)年に315軒・1,960人、弘化2(1845)年には438軒・2,710人にまで増えた(家数は約4倍、人数は約3倍に増加。但し、無縁はこの数字から除外されたと推定される)。

一方、同浦の年貢地(名田、名畑)の面積、年貢額(物成高)は公簿上、100年余り(元禄9年の「高直し」~文化初年まで)ほとんど変わらなかった(すなわち公簿面積は、延宝1年56.2町歩、宝永3年69.7町歩、宝暦7年69.8町歩、そして文化2年は70.1町歩である)。田中[2009: 390-1]は、文化2年の年貢地70町歩は、浦住民(2,009人)の1人当たり面積に換算すると僅か「3.5畝歩(約100坪)」に過ぎず、これでは「とても人一人食べていける広さではない」と結論づける。

そこで田中は、村方の零細層(四半百姓)や無高層(無縁)は「竿先、延畝」(無年貢地)や「下作」(小作)で食糧を確保し、藩とはいえば閉塞奨励のため「延畝、竿先」は無年貢扱いとし、毎年藩財政(米、胡麻、大豆、小物成の収取)は税率(免)で調整して、みずからの台所を賄ったのであろうと推定している。

この推定が領内の他の村浦で、さらに瀬戸内の人口増加集落でも裏付けられるなら、われわれは西国の人口増加を説明する有力な手掛かりを、もう一つを入手できることになる。但し「竿先・延畝」は一般に繩延と称され、簿外面積をさすことばである。そこで、田中の推定は論理的には、他の村浦の事例において繩延は公簿面積の何倍程度あったのか、概ね何倍あれば人口扶養力が上がると判断できるのかが解明されたとき、より確かなものとなるに違いない。

- 33) 宇和島藩の高齢者情報はすべて「書抜」から抽出した。「書抜」は藩政史を編年体で簡潔に記したもので、元文1(1736)~文政7(1824)年まで(88年間、五代・村候~六代・村壽の時代)をカバーしている。このうち筆者は、主として明和6(1769)~文化9(1812)年まで(43年間)の長寿者記録を使用した。

- 34) 宇和島藩は侍を上士(虎之間格)、中士(中之間格)、下士(御徒歩以下)に区分し、上士と中士は「御目見以上」、下士と御家人は「御目見以下」と呼称した。しかし筆者は、上・中・下士の区分基準(禄高、扶持高)を記した文書は確認していない。そこで、上士は入封以来の系譜をひく上層家臣(知行取り)、中士は中間家臣(知行取り)、下士は下層家臣(切米取り)と見做しておく。

- 35) 宇和島の「隠居料之事」は、愛媛県教育協会北宇和部会 (1917: 802-8) に収録されている。この「定」は「須藤段右衛門手扣」と注記されているが、須藤は「御軍役大概積」の筆写人でもあったから (愛媛県史編さん委員会 [1985: 606]), これは吉田藩の分立 (明暦3 [1657] 年) 以後、「御軍役大概積」の筆写 (明和6 [1769] 年) 以前に成立したと推定される。「定」の序文 (総則) はこう記している。

「隠居料之事」(年次不詳)

「一御家老始都て三十ヶ年及相勤候輩は隠居料被下置候、尤年数は右に不及候共、右年数の勤勞に相當候程の勤勞も於有之は、仮令年数不滿候共隠居料被下置候、又は年数右に及候共、勤の勝劣により御褒美の品被下候事も可有之候、勿論隠居料増減を以被下候事も可有之候、其等重々御吟味之上可相決事」

要点を記せば、この「定」は隠居料を役柄と勤続年数 (原則30年) の組み合わせで決めたものである。例えば、「至て勤勞の御役方」である家老には謹仕20年で隠居料10人分 (扶持) を、若年寄には25年で7人分を支給する。しかし、御用場書役頭取など7役は勤務35年ではじめて (恐らく3人分前後の) 受給資格をえるが、平士・中の間以下の下級侍は40年程度勤務して、2人ないし1人分の隠居料を受給する (こうした制度が、齢80、90、稀に100歳の現役侍を生むのであろう)。

なお、70歳以上の武士については別項をもうけ、仮に謹仕年数が不足していても吟味の上、隠居料を支給することがあるとしている (「勤方年数御定の年数に不及候共、其身年来七十歳余迄も相勤、勤勞親切の筋共有之候はゞ、御吟味の上隠居料被下置候事も可有之候」)。

退任後の生計 (扶持) 確保は、現代の勤労者と同様、侍や奥医師など家中全員にとって最大関心事だったに違いない。「定」に添付された多数の附紙・別紙は恐らく、侍各層の多岐にわたる照会への回答 (処遇の決定) を記したものであろう。

- 36) 資料4によれば、安永7年の90歳以上者は (組付之輩4、町人・大工2、山伏1を除くと) 53人である。すると、この年の90歳以上者が庶民に占める比率は、①基礎人口を「在浦方」(在方と浦方

の百姓総数) 96,652人とすれば、0.548% (53/96,652\*1,000) である。②基礎人口を「在浦方+在浦方山伏家内共」97,731人 (在浦方96,652+山伏1,079) とすれば、0.553% (54/97,731\*1,000) となる。また、③基礎人口を「在浦方+町方」100,142人 (在浦方96,652+町人3,490) とすれば、90歳以上者の比率は0.549% (55/100,142\*1,000) となる。

なお「山伏壺人」は、「②基礎人口」に含めて比率を計算した。理由は、山伏は町方・在浦方両方に居住したが、安永7年の山伏本人の数は町方24人に対して、在浦方居住は334人で圧倒に多いからである (家内人を含めた山伏数は町方67人、在浦方1,079人。彼らの93%以上が村方に居住した)。

ここで、「組付之輩四人」を基礎人口から除外した理由はつぎの通りである。彼らは足輕組 (25人前後で組織される) に属する者たちで、百姓・町人ではないと考えられる。宇和島の足輕は通常、諸普請の人夫に使役されていたので、この祝儀の対象に加えられたのであろう (愛媛県史編さん委員会 [1986: 607-8] を参照)。一方、祝儀対象となった「山伏壺人」は、町方の山伏か在方の山伏か判別できないので、筆者は②の基礎人口に含めたのである。

さらに、百寿者2人は村方の住民であり、「左之二人格別長寿三付」と記しているので、90歳以上者の内数と見做しうる。この年の村方人数は96,652人だったので、その基礎人口比は0.02% (2/96,652\*1000,10万人当たり2.07人) である。

以上を要約すれば、18世紀後期・宇和島庶民の90歳以上者比率は0.55%前後、100歳以上者の比率は0.02%程度だったと推定できる。そして前者は19世紀中期・仙台藩の地域人口からえられた数値の範囲内 (0.29~0.97%) に収まっており、後者 (百寿者比率) は日本で初めて計算された江戸時代の数値 (事例) ではないかと思われる。

- 37) 宝暦7 (1757) 年、藩庁が貨幣 (銀) の受領者を (齢80、90以上とはせず) 70歳以上とした理由は何かだったのか。この時期の「下賤之者」は1,700人程度 (宝暦12年の数字) であるが、受領者 (齢70以上者) 数は記されていない。しかし殿様は、例え幾ばくかの費用を割いたとしても、日頃見放

している彼らに最大の雅量を示すことは、先祖の供養ともなると見込んだに違いない。

- 38) この種の御目見にあたって藩庁は、村方に高齢者を書出させ、領民間の衡平(平等)を保つよう配慮したようである。例えば、御城下組・三浦の文化4年5月25日の記録「男女七十歳以上之者申出候様 被仰付、三十式人申出ル」(田中家文書調査会[2001: 170])、また同・高山浦の「七十歳以上之者御尋、高山浦、男女八十九人[申出]」(田中[2009: 147])などの事例。
- 39) 高山浦・吉右衛門父母(父米寿、母83歳)について、田中(2009: 142-6)は御目見の一部始終を、殿様の発した言葉をふくめ紹介している。村壽は米寿をむかえた猪右衛門(吉右衛門父)を目前で、「三十間程」(50m余り)を歩かせ、老いの姿をしかと吟味している。
- 高齢者の接見例としては、他に「一田野中村・権吉九十一歳、御厄年二付差上物致、木綿一反被下」(文化1年3月)、また「一国木村・庄助両親長寿、父九十六歳・母七十六歳、孝道相届、俵子三俵被下、前達而も御賞有之者也」(文化4年4月)がある。但し田野中村の権吉(91歳)は、殿様は3月江戸へ出立(発駕籠)したので、御目見は叶わなかったであろう。
- なお米寿祝いの際に、男子は斗搔とがひを、女子は糸管いとを作って親類や隣家に贈る習慣は、竹内・原田編(1969)収録の諸国文献にも散見される(例えば、一二〇 老人祝ひの事。越後国長岡、淡路国、阿波国、肥後国天草郡など)。小泉(2001: 190, 219)によれば斗搔は、杵に盛り上がった穀物を搔きならす道具で、これを米寿老人に(竹で)作ってもらいと商売が繁盛する、と信じられていた(八十八の升搔、井原西鶴『日本永代蔵』享保5[1688年])。糸管は、糸を撚るときに使うくだである。
- 40) 例えば五代・村候むらときは寛保～宝暦の藩政改革を進め、半知借上(侍給与の半減、後代まで継続)、儉約の徹底、地方支配権の確立をはかった。また、七代・宗紀むねただは文政～弘化期改革を主導し(西南諸藩に倣って)殖産をすすめた。さらに八代・宗城むねなりは天保期以降、殖産に配慮しつつも軍備近代化をめざした。彼は安政～慶応期に藩政改革に着手し、

蠟・鯛の専売制をとった。これは藩政史上3度目の主要改革とされるが、生産者(山方)の違背や貸付金(檀元銀)の未収によって、わずか4年で頓挫したという。

- 41) 細川忠利(肥後54万石の領主)は、参勤交代が義務化される直前の寛永11(1634)年、幕府書院番頭を勤めた永井直清宛て書状で(11月18日付)、これは「天下の大病」,「国の草臥」の主因であると苦衷を述べている(宮崎 2002: 203-5)。参勤交代(また幕府課役)による諸大名・家中の手元不如意は、徳川政権の確立～解体まで二百数十年、彼らを悩ませつづけた通奏低音だった。

宇和島藩でも「国の草臥」は一般的であり、例えば六代・村壽時代(寛政7～文政7年)においても、御用立ては頻繁に行なわれたことを確認できる。兵頭(2004: 101)は、借上率は「家中は大抵三割減、最も甚だしい時になると六割五分を超えることもあった」と記している。

藩の財政規模とその収支状態は、文化10年と推定される数字によってある程度窺い知られる(兵頭[2004: 198-9])。この文書は、財源不足について諮問をうけた藩士(武田蔵人)の進言書であるが、藩収支は毎年増減があると断った上で、この時期の収入は銀800貫目(金13,300両〔銀60匁=金1両と換算〕)、支出は銀1,400～1,500貫目(金23,300～25,000両)と見積もられる。すると、經常赤字は少なめに見積もっても毎年銀600～700貫に上り、「浮徳」(国産品など雑収入)銀200～300貫を見込んで、不足銀は毎年400～500貫(金6,700～8,300両)になると結論づけた(そこで武田は、「御節約」ではなく「御貨殖」〔殖産〕こそが必要であると強調している)。

要するに藩財政は累年、上方の豪商、領内の商人・地主からの借財・借換えを重ねる状態にあり、ここ数年(2009年以後)のギリシア共和国をはるかに超える、慢性的「デフォルト状態」に沈んでいたと結論できる。

- 42) 武士(大名、侍)、庶民に対する衣服・衣類規制は、徳川幕府・御触書の礼服之部、衣類之部、儉約之部、風俗之部を始め、どの藩領でも一般的に行なわれた。衣類・衣服は身分差を端的に示す徴表(象徴的のシムボル)であり、他方で秘かに贅

を尽くすることができる日用品でもあったから、幕府は細部に立ち入って着用を規制しようとした。その衣服規制は儉約を理由として、ある年は一般的・包括的に、別の年は着用できる布の種類を身分別・男女別に定めて具体的に通達されたが、それらは諸藩の先例となったであろう。

徳川幕府の初期規制には、町人・召使に絹紬(不良絹糸で織った絹布)の着用は許すとした正保4(1647)年の触れ(『御触書集成』整理番号920, 以下同様)、町人に毛織物(羽織, 合羽)の着用を禁じた寛文8(1668)年の触れ(1057)、百姓・町人に絹紬・木綿・麻布の着用を(下男・下女に木綿・麻布着用)を求めた天和3(1683)の触れ(923, 1059)などがある。

百姓・町人は絹紬・木綿・麻布のみを着るべしという方針は、宝暦9(1759)年の触れまでは確実に、衣服規制の根幹に据えられたようである。しかしこの方針(文言)は、筆者に見落としがなければ、天保13(1842)年の触れ(4036)に改めて記されたが、以後の触れには見当たらない。素直に従う者などいなかったからであろう。そこで衣服の規制は大抵、質素儉約項目の一つとして包括的・一般的に表記された。

- 43) 身分別の規制数は「虎之間以上」7, 「同婦人」5, 「中之間侍中」8, 「同婦人」5, 「御徒以下御目見以上」9, 「同婦人」8で総数42(但書をふくめ48)である(「書拔」八, 193-5)。
- 44) 「鬘斗目」は武士の礼服で縦糸に生糸(未加工の絹糸), 横糸に練糸(柔らかい絹糸)を使用し, 腰の部分だけ縞を織りだした衣服。「紗小袖」は紗で仕立てた衣服(紗はうすぎぬ, うすものと呼ばれる布で, 生糸をからみ織りにした織り目の荒い, 軽くて薄い織物)。小袖はふだん着で, 袖を小さくし袖下を丸く縫った衣服である。
- 45) 隠裏とは衣服の裏(胴裏, そで裏)に別の布をつけること。隠裏・袖口に絹布を付ければ温かく, 衣類の脱着がなめらかとなって, 着るひとの心を豊かにしたであろう。しかし, このささやかな楽しみすら, 庶民には贅沢としたのである。なお, 「紺類」は絹類・絹地のことで, 紺は絹の異体字である。
- 46) 領民(民政)に関わる経費削減の動きは幕領で

もみられた。『御触書集成』の「御褒美之部」によれば, 幕府は元文4(1739)～安政5(1858)年まで(約120年間)に, 天領の孝行者53人に褒美を与えた。褒賞理由は「老母へ孝行, 父母へ孝養を尽し」などである(高柳・石井編[1958a, 1958b, 1958c, 1958d], 石井・服藤編[1994])。

この褒賞記録を整理すると, 幕府は期間の前半(18世紀)は全国の孝行者に銀を与えたが, 後半(19世紀)になると対象を江戸町方のみとし, 銀ではなく鳥目(銭)を与えることで経費を削減したことが, はっきりとわかる。

やや立ち入って見れば, 幕府勘定方は元文4(1739)～寛政2(1790)年まで(51年間)に19人に銀を支給したが, 彼らのうち17人は銀20枚を, 残る2人はそれぞれ銀10枚, 金20両を受けとった。しかし, 文化1(1804)～天保4(1833)年まで(29年間)をみると, 勘定方は褒美銀の支給を(例外1人を除いて)廃止し, これに代えて「置候様可被致候」つまり褒めことばのみにする, と達している。

その後, 褒美銀は天保8年に復活, 安政5年まで(約20年間)に30人がそれを受けとっている。この時期の孝行者(30人)のうち, 8人が銀5枚を, 5人が銀5枚と扶持米(老親に「一日米五合, 一生之内」)を受け取ったが, 過半(17人)は銭10～15貫文を支給された。幕府は19世紀以後, 孝行者・長寿者への褒美を節約したのである。

- 47) 江戸期・各藩の御家人は, 徳川幕府の場合を参考にすると, 一般に藩主直属の下級家臣の一つと考えられている(日本歴史大辞典編集委員会[1985])。しかし, 宇和島における彼らの実態は, 役務・扶持などを含めはっきりしない(注34も参照してほしい)。

安澤(1980: 第13表)は「国許家中長屋借」の中身として, 「侍中」「御徒以下」「扶持人組付差置無縁」を挙げている。宇和島の御家人は, こうした身分者に従属・包摂された者たちだったかもしれない。

- 48) 祝儀の簡素化は17年後の慶応3(1867)年, さらに徹底された(表, 省略)。それによると, 侍への支給品は質量ともさらに質素となり, 御家人の祝儀は90未満であれば廃止, 齢95以上の郷土老人

への扶持米は半減した(2俵を1俵に)。

補注1) 大竹(1958: 281, 1990: 184)は、宝暦9年頃に制定された相続規定に拠り、宇和島藩の法定隠居年齢は(仙台藩と同様)60歳としている。しかし、規定の制定直後・宝暦11~明和1年の「書拔」は、齢70以上の隠居を3件書上げているが、60歳の事例は(これ以降も含め)見当たらない。

補注2) 延享1, 明和2年の「書拔」は、侍と町人妻の処罰例を記している。前者は「衣類軀迄不相応, 不届」にて「御扶持被召放, 養料五人扶持をつけ遠在」に、後者は「御製服相犯」し「過料銀十枚」に処せられた。

## 参考文献

### (書籍・論文)

阿部謹也 [1989] 『西洋中世の罪と罰』弘文堂。

青野春水 [1983] 「近世瀬戸内海島嶼村落における出稼と株・受」地方史研究協議会(編)『瀬戸内社会の形成と展開—海と生活—』雄山閣。

Aristophanes [414 BC (上演)] *Ornithes*. アリストパネス/高津春繁訳 [1961] 「鳥」『ギリシア喜劇全集』(第1巻)人文書院。久保田忠利訳 [2008] 「鳥」『ギリシア喜劇全集』(2) 岩波書店。

Aristophanes [421 BC (上演)] *Eirēnē*. アリストパネス/佐野好則訳 [2008] 「平和」『ギリシア喜劇全集』(2) 岩波書店。高津春繁訳 [1956/1992] 『平和』岩波文庫。

Aristoteles [c.430 BC], *Historia Animalium*. アリストテレス/島崎三郎訳 [1968/69] 『動物誌』(下) 岩波書店。

Cicero, Marcus Tullius [44 BC] *Cato Maior De Senectute*. キケロ/中務哲郎(訳) [1999] 「大カトー・老年について」『キケロー選集』(9) 岩波書店。

愛媛教育協会北宇和部会(編) [1917] 「北宇和郡誌(宇和島吉田両藩誌)」関印刷部。

愛媛県史編さん委員会 [1986] 『愛媛県史』(近世上) 愛媛県。

Erasmus, Desiderius [1509] *Moriae Encomium*. エラスムス/渡辺一夫・二宮敬(訳) [1967/2006] 『痴愚神礼讃』(世界の名著17, 中公クラシックス

w47) 中央公論社, 中央公論新社。

Euripides [423 BC (上演)] *Hiketides*. エウリピデス/橋本隆夫(訳) [1991] 「ヒケディデス・嘆願する女たち」『ギリシア悲劇全集』(6) 岩波書店。中山恒夫(訳) [1965] 「救いをもとめる女たち」『エウリピデス』(世界古典文学全集9) 筑摩書房。

Falconer, W. A. (trans.) [1923/64] *Cicero*. The Loeb Classical Library, Harvard UP.

Hanley, Susan and Yamamura, Kozo [1977] *Economic and Demographic Change in Preindustrial Japan, 1600-1868*. Princeton UP. ハンレーとヤマムラ/速水融・穂本洋哉(訳) [1982] 『前工業化期日本の経済と人口』ミネルヴァ書房。

藩法文書叢書刊行会・吉田正志(編) [2002] 『藩法文書叢書3』(仙台藩上) 創文社。

広島県(編) [1976] 『広島県史』(近世資料編VI) 広島県。

Hopkins, Keith [1983] *Death and Renewal*. Cambridge UP. ホプキンス/高木正朗・永都軍三(訳) [1996] 『古代ローマ人と死』晃洋書房。

洞富雄(監修) [1985] 「陸軍省 明治24年 徴発物件一覧表」(マイクロフィルム版) 雄松堂。

兵頭賢一 [2004] 『伊達宗紀公傳』創泉堂出版。

石井進(校注・解題) [1972] 「北条重時家訓」家訓・置文・一揆契状『中世政治社会思想』(日本思想大系 21) 岩波書店。

石井良助・服藤弘司(編) [1994] 『幕末御触書集成』岩波書店。

香川県(編) [1989] 『香川県史』(第3巻 通史編 近世I) 香川県。

香川県(編) [1987] 『香川県史』(第10巻 資料編 近世文書II) 香川県。

香川県教育委員会(編) [1982] 『新編 香川叢書』(民俗編) 新編香川叢書刊行企画委員会。

香川県仲多度郡(編) [1918] 『仲多度郡史』香川県仲多度郡。

金谷治(訳註) [1963/91] 『論語』岩波文庫。

木村礎(校訂) [1978] 『旧高旧領取調帳』(中国・四国編) 近藤出版。

近代史文庫宇和島研究会(編) [1982a, b] 『記録書拔・伊達家御歴代事記(2, 3)』(宇和島藩序伊達家文書8, 9) 近代史文庫宇和島研究会。

- 近代史文庫宇和島研究会(編) [1976] 『大成郡録』(宇和島藩庁伊達家文書) 近代史文庫宇和島研究会。  
 空海 [797] 『三教指帰』渡辺照宏(編) [1969] 『空海・最澄集』(日本の思想1) 筑摩書房。  
 倉敷市史研究会 [2003] 『新修倉敷市史』(第4巻 近世下) 倉敷市。  
 倉敷市史研究会 [2000] 『新修倉敷市史』(第3巻 近世上) 倉敷市。  
 Minois, Georges [1987] *Histoire De La Vieillesse En Occident, de l'Antiquité à la Renaissance*. Librairie Arthème Fayard. ミノワ/大野朗子・菅原恵美子訳 [1996] 『老いの歴史—古代からルネサンスまで—』筑摩書房。  
 宮城県図書館 [1980] 『宮城県郷土資料総合目録』古文書を読む会。  
 宮本常一 [1971/2008] 『私の日本地図』(9 瀬戸内海Ⅲ 周防大島) 未来社。  
 宮崎克則 [2002] 『逃げる百姓, 追う大名』中公新書。  
 三好昌文 [2001] 『宇和郡の庄屋と民衆』(著作集第3巻) 私家版。  
 Montaigne, Michel de [1588] *Essais*. モンテーニュ/荒木昭太郎(訳) [1967] 『エッセー』(世界の名著19) 中央公論社。  
 村山聡 [2009] 「近世村落史料の体系性と比較分析の可能性」日本村落研究学会(編) 『近世村落社会の共同性を再考する』(年報村落社会研究44) 御茶の水書房。  
 内藤湖南 [1925/1987] 「大阪の町人学者 富永仲基」『先哲の学問』(叢書316) 筑摩書房。  
 中田薫 [1923/1984] 「隠居」『徳川時代の文学に見えたる私法』岩波文庫。  
 直島町史編纂委員会(編) [1990a, b] 『直島町史』(本編, 続編) 直島町(香川県)。  
 西山松之助 [1952] 「大阪・兵庫・西宮・塩飽島人口統計表」『歴史学研究』(第157号)。  
 岡山大学附属図書館 [1971] 『池田家文庫総合目録』池田家文庫総合目録複製版頒布会。  
 沖浦和光 [1998] 『島に生きる』広島県豊町。  
 小野武夫(編著) [1970] 「不鳴條(智之巻 62)」『日本農民文書聚粹』(第11巻) 酒井書店・育英堂。  
 大平祐一 [2013] 『近世日本の訴訟と法』創文社。  
 大三島町誌編纂会 [1988: 357-8] 『大三島町誌』(一般編) 大三島町(愛媛県)。  
 大竹秀男 [1958] 「武士相続に関する藩法資料—宇和島藩—」『神戸法学雑誌』第8巻第2号。  
 大竹秀男 [1990] 「江戸時代の老人観と老後問題—老人扶養の問題を主として—」比較家族史学会(監修) 『老いの比較家族史』三省堂。  
 Plutarchus [AD 120-127] *Vitae Parallelae*. プルタルコス/河野与一訳 [1953/91] 『プラターク英雄伝』(2, 3) 岩波文庫。  
 仙台市史編さん委員会 [2000] 『仙台市史』(資料編4 近世3 村落) 仙台市。  
 新村拓 [2002] 『痴呆老人の歴史』法政大学出版会。  
 新村拓 [1991] 『老いと看取りの社会史』法政大学出版会。  
 Sophokles [401 BC (上演)] *Oidipous epi Kolono*. ソポクレス/引地正俊訳 [1990] 「コロノスのオイディプス」『ギリシア悲劇全集』(3) 岩波書店。  
 高津春繁訳 [1973] 『コロノスのオイディプス』岩波文庫。  
 Sophokles [?] BC (上演)] *Electra*. ソポクレス/大芝芳弘訳 [1990] 「エレクトラー」『ギリシア悲劇全集』(4) 岩波書店。  
 Stroud, R. [1979] *The Axones and Kyrbeis of Drakon and Solon*. University of California Publications: Classical Studies, vol. 19, UCP。  
 菅野則子(翻刻) [1999] 『官刻孝義録』(上, 中, 下巻) 東京書籍。  
 鈴木大拙 [1972] 『日本的靈性』岩波文庫。  
 鈴木省三(編) [1923] 『仙台叢書』(第2巻) 仙台叢書刊行会。  
 高木正朗 [2013a, b] 「江戸時代の超高齢者—仙台藩1737-1866年史料に見る(上, 下)—」『立命館産業社会論集』第49巻第2, 3号。  
 高木正朗 [2011] 「19世紀中期の人口増加と『稲作前線』の回復—仙台藩・中奥農村の『家屋敷』再興計画—」『立命館産業社会論集』第47巻第2号。  
 高木正朗・向田徳子 [2008] 「人口減少と民政の展開—一関藩『仕法』と狐禅寺村の対応—」高木(編) 『18・19世紀の人口変動と地域・村・家族』古今書院。  
 高倉淳(編) [1988] 『仙台藩刑罰記』私家版。  
 高柳眞三・石井良助(編) [1941/58] 『御触書天保集

- 成』岩波書店。  
 高柳眞三・石井良助(編)[1936/58]『御触書天明集成』岩波書店。  
 高柳眞三・石井良助(編)[1935/58]『御触書宝暦集成』岩波書店。  
 高柳眞三・石井良助(編)[1934/58]『御触書寛保集成』岩波書店。  
 竹内利美・原田伴彦(編)[1969/1983]『日本庶民生活史料集成』(第9巻 風俗)三一書房。  
 田辺繁子(訳)[1953]『マヌの法典』岩波文庫。  
 田中家文書調査会[2001]『宇和海浦方文書 三浦田中家文書』(第1集)臨川書店。  
 田中貞輝[2012]『高山浦のかたちと暮らし』創風社出版。  
 田中貞輝[2009]『宇和島藩領高山浦幕末覚え書』創風社出版。  
 月本昭男(訳)[1998]「コーヘレト書」『旧約聖書』(Ⅷ)岩波書店。  
 渡瀬信之(訳)[1991]『マヌ法典』中公文庫。  
 Vergilius, Publius Maro [29-19 BC] *Aeneis*. ウェルギリウス／泉井久之助訳[1976]『アエネーイス』(上)岩波文庫。  
 山室隆夫[2012]『不老長寿を考える一超高齢社会の医療とスポーツ』ミネルヴァ書房。  
 柳田国男[1979]『木綿以前の事』岩波文庫。  
 柳沼重剛[2003]『ギリシア・ローマ名言集』岩波文庫。  
 安澤秀一[1980]「宇和島藩切支丹類族改・宗門人別改・公儀え指上人数改の基礎的研究」『史料館研究紀要』(第12号)史料館。  
 吉田兼好 [c.1330-31]『徒然草』木藤才蔵(校注)[1977]『徒然草』(新潮日本古典集成)新潮社。永積安明(校注)[1995]『徒然草』(新編 日本古典文学全集44)小学館。
- (辞書・事典類—医学, 病名, 漢字, 歴史, 衣服・衣類, その他の用語)
- 医学大辞典編集委員会(編)[2006]『最新 医学大辞典』(第3版)医歯薬出版。  
 伊藤正男・井村裕夫・高久史磨(総編集)[2010]『医学書院 医学大辞典』医学書院。  
 加藤正明(編集代表)[2001]『精神医学事典』(縮刷版)弘文堂。  
 Glare, P.G.D (ed) [2012] *Oxford Latin Dictionary* (volume 1). Oxford UP  
 廣松渉他(編)[1998]『哲学・思想事典』岩波書店。  
 久松潜一(監修)[1989]『新潮国語辞典』新潮社。  
 Hornblower, S and Spawforth, A (eds.) [1999] *The Oxford Classical Dictionary* (OCD) 3rd edition. Oxford UP.  
 小泉袈裟勝[2001]『図解・単位の歴史』柏書房。  
 中村元[1981]『佛教語大辞典』東京書籍。  
 日本国語大辞典編集委員会(編)[2000]『日本国語大辞典』(第2版)小学館。  
 日本歴史大辞典編集委員会(編)[1985]『日本歴史大辞典』河出書房新社。  
 下中直也(編)[1971]『哲学事典』平凡社。  
 下中邦彦(編)[1985]『大百科事典』(11)平凡社。  
 白川静[1996]『字通』平凡社。  
 相賀徹夫[1988]『日本大百科全書』(15)小学館。  
 坂田啓(編)[2001]『私本 仙台藩士事典』(増補版)私家版。  
 仙台郷土研究会(編)[2002]『仙台藩歴史事典』
- (その他)
- 有吉佐和子[1972]『恍惚の人』新潮文庫。  
 医学書院 HP (連載一覽)。  
 厚生労働省 HP 「認知症の症状—中核症状と行動・心理症状」その他。  
 小野薬品工業株式会社[2012]『e-movie バアちゃんの世界』(YouTube)。  
 新藤兼人[1995]『午後の遺言状』(DVD)近代映画協会。  
 杉浦明平[2011]「おりん八十年」『夜逃げ町長』講談社文芸文庫。
- \*本研究はJSPS 科研費24530681の助成を受けたものである。

Japan's Oldest-old Population in the Edo Period (2) :  
An Attempt to Use Historical Materials of the Naoshima Island,  
Uwajima and Sendai Domain, 1720-1872

TAKAGI Masao<sup>i</sup>

**Abstract** : What were the characteristics of Japan's geriatric population during the Edo Period (1603-1867)? Compared to today's, was it larger, smaller, or similar in size and ratio? These are very simple questions, but difficult to answer. There were as many as 270 to 300 small autonomous domains under the administration of the Tokugawa Shogunate, which ruled the country for over 260 years (the 17th to mid-19th centuries) before the formation of the modern nation state of Japan. As a result, we have no population statistics corresponding to census figures today, making it difficult to determine the numbers or percentage of elderly people in the Edo Period. However, there are some clues. Records of region-based population surveys conducted by the domains allow us to calculate the number of the oldest-old (those in their 80s), and their ratio to the base population. Then, other questions arise: how were elderly people treated by their families or administrators, and what kinds of diseases did they suffer from? Fortunately, abundant sources of qualitative information are available. Regarding the former questions, I calculated the following results. In Naoshima in the province of Sanuki (present-day Naoshima Town in Kagawa Prefecture), 396 persons out of the base population of 33,089 in the 31 years from 1839 to 71 were 80 years old or over, accounting for 11.97%, with 33 persons aged 90 or over, making up 1%. In the Uwajima Domain (present-day Uwajima, Ehime Prefecture) in 1778, 55 out of the base population of 100,142 (excluding the *samurai* warrior class) were aged 90 or over, accounting for 0.55%, and two persons out of 96,652 village dwellers were centenarians, accounting for 0.02% (2.07 persons per 100,000 persons). These figures can be compared to those of the census conducted in 1888 by the Japanese government. The census shows that out of the country's total population of 39.6 million (excluding those with no age available), 264,000 persons were in their 80th year or more, or 6.67% of the base population; 10,800 were in their 90th year or more, or 0.27%; and 137 were centenarians, or 0.0035% (0.35 persons per 100,000 persons). The ratios calculated in this paper are more than twice those of 1888, when Japan commenced modernization. To answer the aforementioned questions, I explored numerous records and documents to identify what kinds of illnesses older people in the Edo period suffered from and how they were treated by their families (caretakers), as well as their delicate formal relationships with their feudal rulers. This paper consists of several topics. Chapters 2 and 3 deal with changes in the regional population and ratio of older people in the Edo Period. Chapters 4 and 5 examine the elderly's human and social relationships. The introduction and conclusion provide a comparative-historical analysis of attitudes toward older people in Japan and Europe.

**Keywords** : the oldest-old, centenarian, kazoedoshi, geriatric diseases, Shumon-Aratame-Cho (population register), region-based population, per-mil, Sophocles, Cicero

---

i Professor Emeritus, Ritsumeikan University